

東晋南朝における天子の支配権力と尚書省

野田, 俊昭
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24516>

出版情報：九州大学東洋史論集. 5, pp.77-96, 1977-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

東晉南朝における

天子の支配権力と尚書省

野田俊昭

目次

はしがき

一 尚書の案奏

二 南齊書百官志に見える侍中の記載と尚書の案奏

三 天子の側近寒人と尚書の案奏

四 梁の天監の改革と尚書省

むすび

はしがき

魏晉南朝時代、国政の大綱を掌握すべきものは尚書省であった。魏志卷二十二に

評曰、：魏世事統台閣、重内輕外。故八座尚書、即古六卿之任也。

とあるが、魏以降の各時代にわたって、尚書省なりその要官

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

たる八座（尚書令、左右僕射、列曹尚書を言う）について、その重要性を指摘した史料を見出すことができる。初学記卷十一に引く謝靈運晉書百官志に、

古者重武事、貴射御。取其捷御如僕、各置一人。尚書六人、謂之八座、參撰百揆、出納王命。古元凱之任也。

とあり、宋書卷六孝武帝紀に、

尚書百官之本、庶績之枢機。

とあり、南齊書卷三武帝紀に、

尚書中、是職務根本。

とあり、太平御覽卷二百十に引く齊職儀に、

魏氏重内職、八座尚書任同六卿。舜举八元八凱以隆唐朝。

今号八座為元凱。

とあり、梁書卷二武帝紀に、

三槐八座、応有務百官。

とあり、陳書卷二十七江総伝に、

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

明府八座、儀形載遠。其端朝握揆、朕所望焉。

とあるのがそれである。それだけに天子の支配権力の具体相は尚書省なりその要官なりとの関連においてこれを見ることのできる。本稿は尚書省が魏晉南朝時代もっていた国政に関する諸々の施策の立案上奏権について考え、ついで東晉以降において天子が尚書省なりその要官なりにかに対処したかを、制度的な面に重点をおいてとりあげる。これは自ら筆者の貴族政治に関する理解と関連をもつものである。

一 尚書の案奏

晉書卷四惠帝紀に、

帝之為太子也、朝廷咸知不堪政事。武帝亦疑焉。嘗悉召東宮官屬、使以尚書事、令太子決之。帝不能對。賈妃遣左右代對、多引古義。給事張弘曰、太子不學、陛下所知。今宜以事斷、不可引書。妃從之。弘乃具草、令帝書之。

武帝覽而大悅、太子遂安。及居大位、政出群下、綱紀大壞、貨賂公行。勢位之家、以貴陵物、忠賢路絕、讒邪得志、更相薦舉。天下謂之互市焉。

とある。ここに、世嗣のちの惠帝の暗愚さを疑がった晉の武帝は、彼が次代の天子たるにふさわしい器であるか否かを尚書の事の処決の能力の有無に求めようとしたが、惠帝にはその処決能力なく、妻賈後の塗糊策によってこの難局を切り抜

けた。しかし帝位につくに及び、その無能さのゆえに、政は群下に出、朝政の綱紀は大壞し、政局は混乱をきわめたといふことが示されている。なお、世説新語卷四規箴篇に引く晉陽秋に、

晉陽秋曰、初惠帝之為太子、咸謂不能親政事。衛瑾每欲陳啓廢之、而未敢也。後因會醉、遂跪狀前曰、臣欲有所啓。帝曰、公所欲言者何邪。瑾欲言而復止者三。因以手撫牀曰、此坐可惜。帝意乃悟。因諺曰、公真大醉也。帝後悉召東宮官屬大会、令左右齎尚書處事、以示太子、令處決。太子不知所對。賈妃以問外人、伏太子對、多引古詞義。給使張弘曰、太子不學、陛下所知、宜以見事斷。不宜引書也。妃從之。弘具草奏、令太子書呈。帝大説、以示。

とあって、「尚書事」を「尚書處事」と作っている。また、南齊書卷七東昏紀に

(東昏侯) 性訥澁少言、不与朝士接、唯親信闈人及左右御刀心勅等。自江祐、始安王遙光誅後、漸使騎馬、日夜於後堂戲馬、与親近闈人倡伎鼓叫。常以五更就臥、至晡乃起。王侯節朔朝見、晡後方進、或際闈遣出。台閣案奏、月数十日乃報、或不知所任。

とある。魏以降台閣は概括的に中央政府をさす場合と、尚書省を限ってさす場合があるが①、右の台閣の案奏は、国政の

運営に最も大きな役割を持った尚書省から天子に上呈される文書をその主体とするものと考えてよからう。(補註)

さて、周知のように東昏侯は南朝史上にその多くの例を見る悪童天子のひとりで、貴族を忌避している。彼の治世中は八要と号された御刀の茹法珍、梅虫兒、豊勇之ら八人、及び宦官十人を含む四十一人の側近寒人によって国政が壟断され、政局は混乱をきわめた。右の記事から、「台閣案奏」の無視のうえに東昏侯の政治(天子の側近寒人の政權壟断)が行われていたことが分かる。

さて、晉の恵帝の場合、天子たる資格の有無の判定に「尚書処事」の処理能力の有無が重要な指標となっており、斉の東昏侯の場合は、「台閣案奏」の無視と相応じて側近寒人の政權壟断が行われたことが知られる。それでは「尚書処事」「台閣案奏」(以下これらを尚書の案奏と名付けて、以後の記述の統一をはかる。)とは一体いかなるものであろうか。

筆者はこの尚書の案奏を、魏晉南朝時代尚書省がそのもつ国政に関する諸施策の立案上奏権に基いて天子に上奏した公式文書のことと考える。これは恐らく詔の本文の原案となるものである。太平御覽卷一百三十八に引く王隱晉書には、恵帝紀に見える「尚書事」を「密封詔事」と作っているが、東晉南朝の政局は天子の側の尚書の案奏の肯定と無視ないし否定との間にあるいは安定を保ち、あるいは動揺する。以下こ

うした尚書の案奏について具体的に考えていく。

まず、その具体例についてであるが、晉書卷二十礼志中に、泰始十年。武元楊皇后崩。及將遷于岐陽陵、依旧制、既葬、帝及群臣除喪、即吉。先是、尚書祠部奏從博士張靖議、皇太子亦從制俱積服。

とあり、宋書卷六十五王韶之伝に

高祖受禪。有司奏東冶士朱道民禽三叛士、依例放遣。

韶之啓曰、尚書金部奏事如右。

とあり、宋書卷九十四阮佃夫伝に、

嘗值正旦応合朔、尚書奏遷元会。

とあり、南齊書卷十一樂志に、

永明二年。尚書殿中曹奏、太祖高皇帝廟神室、奏高德宣

烈之舞、未有歌詩、事御奉行。

とあり、通典卷八十礼四十皇后為父母服の条に、

陳文帝天嘉元年、尚書儀曹謂、今皇太后於安吉君、心

喪之周、無復心喪之礼。

とあるのがそれに該当する。又晉書卷二十四職官志に、晉の尚書右丞について、

右丞掌台内庫藏廬舍、凡諸器用之物、及廩振人租布、刑獄兵器、督録遠道文書表奏事。

とあって、晉代尚書右丞が災害にあった人々や貧人に対する振救をつかさどっていたことが分かることから考えて、初学

東晋南朝における天子の支配権力と尚書省

記卷十に引く晋氏要事に

安帝九年。右丞張項監議、瑯邪及湖熟界有皇后脂沢田四十頃。參詳、以備貧人。

とあるのも尚書の案奏の具体例として掲げることができよう。以上の諸例から尚書の各曹が各々の管掌事項について審議立案したものを天子に上呈したことが推定される。ただし、晋書卷四十五任愷伝に、

(前略)賈充朋党又諷有司奏愷与立進令劉友交闕。事下尚書。

とあり、宋書卷六十一王韶之伝に、

(前略)伏尋旧制、群臣家有情事、聽併急六十日。太元中改制、年賜假百日。又居在千里外、聽併請來年限、合為二百日。此蓋一時之令、非經通之旨。会稽雖塗盈千里、未足為難。百日帰休、於是自足。若私理不同、便応自表陳解。豈宜名班朝列、而久掩私門。臣等參議、謂不合開許。或家在河、洛及嶺沔漢者、道阻且長、猶宜別有条品。請付尚書詳為其制。

とあり、南齊書卷五十四陵王昭秀伝に、

建武二年。通直常侍庾曇隆啓曰、宋武創業、依擬古典、神州内部、不復別封。而孝武末年、分樹寵子、苟申私愛、有乘訓准。隆昌末、特開母弟之貴。窃謂非古。聖明御寓、礼旧為先、畿内限斷。宜遵昔制、賜茅授土、一出外州。

詔付尚書詳議。其冬改封昭秀為巴隆王。

とあり、梁書卷三十八朱异伝に、

朱异上書言、建康宜置獄司、比廷尉。勅付尚書詳議。從之。

とある。以上は天子が尚書に下問した例であるが、さきの尚書の案奏がこうした下問に應じてなされたことも多々あったであろう②。

つぎに尚書の案奏がどのような過程を経て出来上るかを考えてみよう。晋書卷三十一刑法志に見える三公尚書劉頌の上奏を内田智雄氏編「訳注中国刑法志・晋書刑法志」はつぎのように訳している。

時に劉頌は三公尚書であったが、また上書して次のように述べた。「近世より以来、法の運用が次第に多様になり、令の適用が甚しく統一を失っている。私はいま刑罰をつかさどる任にあり、もっぱらその憂うべきことを痛感しているのです、謹でつぶさに申しあげる次第である。また法律によって罪を断ずる場合には、みな法律や法令の正文によらなければならぬ。もし正文がない場合には、刑名律および法例律に準拠して断ずるべきである。律の正文や、刑名律及び法例律が言及していないものは、その罪を論じてはならない。法吏以上のものは、その主張を異にするときは、異議をとなえることができるが、

その場合でも律の条文に従わなければならない。守法の官は、ひたすら常に律令を奉用すべきであり、ただ法律の規定のうちで所見が同じでない場合にいたって、始めて異議となえることが許される。いま制限を設けて、法曹の郎や令史が反対意見をもって駁論する場合には、ただ法律を論議解釈することによってのみ判決の内容を正すことが許され、法の外に論拠を求めたり、時のよろしきに従うべきことを論じたりすることは許されないようにし、これによって法官が守るべき職務の分限を明かにしたい」と。

とある。劉頌については、晉書卷四十六劉頌伝に、武帝踐阼、拜三公郎、典科律、申冤訟。

とある。右から律の運営に当る三公曹では三公尚書がその属官である三公郎、三公令史などの意見をきいて文章をまとめ、その結果が三公曹から天子に上奏されるのが推定される。また、宋書卷五十七蔡興宗伝に、百官の人事を掌る吏部尚書となった蔡興宗について、

重除吏部尚書。：興宗曰、僕在尚書中、自当率百僚案前世故事、更簡賢明、以奉社稷。

とあり、南齊書卷二十三王儉伝に、

(永明)三年。：是歲、省総明觀、於儉宅開學士館、悉以四部書充儉家。：四年。以本官領吏部。：令史諮事、

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

賓客満席。

とあるが、蔡興宗伝に見える、吏部尚書蔡興宗が率とともに銓衡を行なった百僚とは吏部郎、令史などであろう。かくて、尚書の諸曹の案奏とは、当該曹の統轄者である列曹尚書がその属官たる尚書郎、令史などの意見をきいてつくり、それを上奏したものとされよう。これが尚書の案奏成立の一典型である。ただし、宋書卷三武帝紀に、

永初元年閏月：辛丑。詔曰、主者処案、雖多所諮詳、若衆官命議、宜令明審。自頃、或総称參詳、於文漫略。自今有措意者、皆当指名其人、所見不同、依旧繼啓。

とある。この詔中に見える衆官命議とは、尚書の案奏の作成過程に、尚書省の当該曹以外の官吏、尚書省よりほかの官衙の官吏、有識者等の意見を徴するものであるが③こうした当外曹以外の意見を徴する場合には、尚書省が符問、刺(問)のかたちをとる④。この衆官命議が尚書の案奏が成立するもうひとつの典型である。

以上のふたつのパターンの尚書の案奏は、南齊書卷十六百官志尚書左僕射の条に

維是黄案、左僕射、右僕射署朱符見字、經都丞竟、右僕射横画成目、左僕射画、令画。

とあり、同じく右丞の条に、

黄案、左丞上署、右丞次署。

とあることから考えて、左右丞、左右僕射、令の署名を経て天子にもたらされたと考えられよう。さて、宋書卷十五礼志二に、元嘉二十六年（A・D四四九年）文帝東巡の際、皇太子が監国したが、その時右司が奏した儀注がある。そこに、

尚書僕射、尚書左右丞某申、死罪死罪、某事云々、参議以爲宜如是、事諾奉行。

某年月日某曹上。

右箋儀、準於啓事、年月日右方閔門下位及尚書官署。其言選事者、依旧不經它官^⑤。

とある。今まで見てきたところを合せ考えると、これが尚書の案奏の書式を窮わせる唯一のものと考えよう。

かくて、尚書の案奏は、各曹の管掌事につき、列曹尚書が、郎、令史などの意見をきいて文章を作り、左右丞、左右僕射、令の参議分判を経て天子に上奏されるものであることがわかる。又衆官命議というかたちをとる場合尚書の案奏中に百官の意志が包括されていることは注目すべきであろう。ところで、前述したごとく、尚書の案奏を適切に処理する能力を欠いた天子や、尚書の案奏を無視ないしは否定した天子の治世代には、政治が混乱することが往々にしてあった。こうした観点からすると、国政の順調な運営は、尚書の案奏の正しい作成と、天子による適切な処理によるものであり、それが狂った時政治が乱れる、ということになる。

二 南齊書百官志に見える侍中の記載と尚書の案奏

南齊書卷五十六倅臣伝の序に

中世已来、宰御天下、万機碎密、不閔外司。尚書八座五曹、各有恒務、係以九卿六府、事在副職。咸皆冠冕摺紳、任疎人貴。伏奏之務既寢、趨走之勞亦息。閔宣所寄、属当有婦。通駟内外、切自音旨。；長主君世振求持領、賞罰事殷、能不踰漏、官省咳唾、義必先知。故能窺盈縮於望景、獲驪珠於龍睡。坐煇聲勢、臥震都鄙。賄賂日積、苞苴歲通、富擬公侯、威行州郡。

とある。右において肅之頭は制度上国政が尚書省の八座や五曹（この際は一般的に列曹尚書を指している。）を中心として、それに九卿、六府などが副として運営されるべきであるが、それだけに就くものは皆名家で家格に安住して、任につとめない。そのため天子が側近寒人を信委せざるをえないとしている。家格の固定化は、魏中期の州大中正の制の出現を契機とし、遅くとも西晉末頃には所謂族門制（後述）として一応成立している。これは八座などに就く名家の政治担当能力の喪失に重点を置いて、天子が側近寒人を挙用したとするものであるが、実は国政の中枢を占め貴族の牙城となっていた尚書省に対して、その支配権力を強めるため、天子の方がむしろ積極的に尚書省の権限を削減すべく彼等を登用した面

も亦無視できないのである。ところで、天子の側のこうした動きは天子が名家の好んで就く侍中を重挙したところに始まる。それはいわば毒を以て毒を制するものであるが、まずその点を見てみよう。

東晉時代は天子の中央貴族支配が単に観念的形式的であったという認識の一環として、貴族の好んで就く門下省の要官ひいては門下省の機能が強かったとする見解が一般的である。その際論拠とされているのは、南齊書卷十六百官志侍中の条に、

宋文帝元嘉中、王華、王曇首、殷景仁等、並為侍中。情在親密、与帝接膝共語。貂弘帝手、拔貂置案上、語畢復手挿之。孝武時、侍中何偃南郊陪乘。鑾輅過白門闕。復將匄。帝乃接之曰、偃乃陪乘卿。

とある記事である。なお、この記事は、文献通考卷五十に見える趙宋の司馬光の、

謹案、…初建魏國、置秘書令、使典尚書奏事。文武受禪、改秘書為中書。有令有監。而亦不廢尚書。然中書親近、而尚書疏外矣。東晉以來、天子以侍中常在左右、多与之議政事、不專任中書。於是又有門下、而中書權始分矣。降及南北朝、大体皆循此制。

とある上言とともに、唐の三省の關係を説明し、その沿革に及ぶ際に屢々引用されている。その際唐の三省は、ほぼ中書

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

省は天子の秘書官、門下省は天子の意志に対して貴族を代表して天子の意志に同意をあたえる機関、尚書省は門下省の同意を経た天子の意志の表現された詔勅等の施行機関と理解されている。つまり、そこでは東晉南朝の門下省は天子の支配

権力に対し、貴族側の意向を代表して活動するもの、といった理解が横たわっているとされよう⑥。しかし筆者はさきに見た肅之頭の見解のように、八座尚書を貴族の列すべきもの、つまり尚書省を貴族側に立つものと理解するとともに、天子がそれに対し、貴族支配強化の一環として侍中を重挙したものと解したい。それは天子の支配権力強化という観点からすれば、天子がのちその側近寒人を重挙したと同一であり、ただ両者の異なるところは、側近寒人が文字通り寒人 \parallel 庶民であるのに対して、侍中が貴族であったという点にある。以下そうした観点から論を進めるが、それに先立ち尚書の案奏と中書、門下二省との關係を整理しておこう。

それについてとくに注目すべきは、前掲の司馬光の上言中に見えるごとく、中書、門下の両省が「典尚書奏事」、つまり尚書の案奏を典することを中心任務としていることである。晉書卷二十四職官志に、

自魏至晉、散騎常侍、侍郎与侍中、黃門侍郎共平尚書奏事。

とあり、宋書卷四十百官下に、

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

魏武帝為王、置秘書令、典尚書奏事、又其任也。文帝黃初初、改為中書令、又置監及通事郎、次黃門郎。黃門郎已署事過、通事及奉以入、為帝省誥、書可。

とあるが、右の宋書百官志の記事については晉書卷二十四職官志に、

中書侍郎、魏黃初初、中書既置監、令、又置通事郎、次黃門郎。黃門郎已署事過、通事乃署名。已署、奏以入、為帝省誥、書可。及晉、改日中書侍郎、員四人。中書侍郎蓋此始矣。

とある。三者を考え合せると、尚書の案奏は門下の黃門郎、中書侍郎の署名を経て天子に達することになる。晉書卷四十三山簡傳に、

(山簡)上疏曰、世祖武皇帝、泰始初、躬親万機、佐命之臣、咸皆率職。時黃門郎王珣、庾純、始於大極殿東堂聽政、評尚書奏事、多論刑獄、不論選事。

とあるのは西晉の泰始の初期門下の黃門郎王珣らが具体的にどのような尚書の案奏を典していたかを述べたものである。つまり、尚書省が尚書の案奏を作製して天子に上呈するが、この上呈の過程で門下、中書両省が、尚書の案奏をめぐって天子の処決に資すべく意見を具申するのである。

まず、東晉時代の門下、中書両省の典尚書奏事権についてであるが、門下省の場合、前掲の晉書職官志に「自魏至晉、

：平尚書奏事」とあるのに続き「江左乃罷」とあって、東晉時代、門下省が典尚書奏事権を喪失したのを示している。次に中書省の場合であるが、それについての直接的な資料はない。しかし尚書の案奏を基軸として東晉南朝の三省の関係を考える時、中書省の典尚書奏事権保持の有無はさして問題とならないのである。すなわち東晉時代の権臣達が歴任した官職を考えると、その多くが録尚書事と中書監・令を兼任しているのが分かる。唐六典卷九中書省に、

監令。東晉更重其職、多以諸公領之。

とあるのは、蓋しこうした状況を述べたものであろう。それは尚書の案奏上奏に関する最高責任者と典尚書奏事権保持者が同一であるということになる。典尚書奏事権は、尚書の案奏の成立過程の埒外にあって始めてその意味を持つものであるから、たとえ中書監、令が依然として典尚書奏事権を保持していたとしても、右の状態にあってはその権限は空洞化していたことになろう。ただし、見方を変えれば、これは尚書の案奏に一種の重みをましましたものということにもなる。なお、晉書卷七十七何充傳に、彼が録尚書事、中書監を兼任した時のこととして

充自陳、既録尚書。不宜復監中書。許之。

とある。これは同一人が録尚書と中書監を兼任することの不合理をふまえたものと解される。かくて東晉時代、實質的に

独立した典尚書奏事権を保持しているものがいなくなったこととなる⑦。

さて東晉時代、ほぼ全時代にわたって権臣達によって国政が壟断されたが、その理由として、東晉時代の天子に幼主が多く尚書の案奏に対応しうるだけの能力をもたなかったこと、及び彼等の多くが、録尚書事、令、僕射等の尚書省の高官に就いて尚書の案奏を作製したこと、並びにもし中書監、令がそれを典する権能を保持していたとして、往々右に見たように兼官によってそれが無意味となっていたことなどがあげられる。

かくて権臣達の政権壟断に強力に対峙しようと意図する天子は、すでに制度的には典尚書奏事権を喪失していたが、依然天子に近侍し、禁中のことに任じていた門下省の要官、とくにその長官侍中を自己の政治上のブレインとして登用し、実質的に典尚書奏事権を委任するという挙に出たのである。以上の事情を趙翼は次のごとく道破している⑧。

(前略) 晉永熙以来、皆大臣当国。晉元帝忌王氏之盛、欲政自己出、用刀協・劉 等為私人、即召王敦之禍。自後非幼君即篡主。悉聽命於柄臣、八九十年、已成故事。

今、趙翼の説に従い、権臣と対決しようとした天子―元帝と権臣―王氏(王導・王敦)の対立の様相をやや具体的に見てみよう。資治通鑑卷九十一晉紀十三中宗元皇帝大興三年の

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

条に、

帝始鎮江東也、敦与従弟導、同心翼載、帝亦推心任之。敦総征討、導專機政(尚書万機之本。導録尚書事、專機政也。)是群従子弟、布列頭要。時人為之語曰、王与馬天下。後敦自恃有功、且宗族彊盛、稍益驕恣。帝畏而惡之。乃引劉隗、刁協、以為腹心、稍抑損王氏之權、導亦漸疎外。

とある。()内は胡三省の注である。王氏の強盛を憎み、自己が政柄を握ろうとした元帝は、劉隗、刁協を重擧したのであるが、劉隗は大興中永く侍中に任じ、丹陽尹に転じた後も元帝の政治顧問として重きをなした⑨。刁協は、尚書令として王導、王敦とよく拮抗したが、ついに王敦にしりぞけられた⑩。晉書卷九十八王敦伝に、

時劉隗用事、頗疎間王氏。導等甚不平之。永昌元年、敦率衆内向、以誅隗為名。上疏曰、劉隗前在門下、疑惑聖聽、遂居權寵、撓乱天機、威福由自。

とあるのは、元帝が王氏抑圧のために、劉隗を門下(侍中)に居らせたことを側面から証するものである。元帝のあとをうけた明帝もやはり王氏の強盛を嫌い、東宮時代以来、寵愛していた温嶠を用いて侍中となし、王氏に対抗しようとした。晉書卷六十七温嶠伝には、それを説明して、

明帝即位、拜侍中。機密大謀皆所參綜。…有棟梁之任。

帝親而倚之、甚為王敦所忌。

とある。前引した司馬光の上言に「東晋以来、天子以侍中常在左右、多与之議政事、不專任中書。於是又有門下、而中書權始分矣」とあるのは、以上述べた意味において正しいと言える。

つぎに宋時代の侍中についてであるが、それを考えるためには、前引の南齊書百官志の対象とする時期、すなわち宋の文帝の治世そのものを考察する必要がある。その際まず問題となるのは、文帝が外藩から迎えられて即位したという点である。宋朝創立後間もない永初三年（A・D四二二年）五月、英主劉裕は、創業の功臣、徐羨之、傅亮、謝晦、檀道濟に皇太子義符のことを託して波乱に富んだ生涯をとじた。義符が帝位を継ぎ、ここに宋朝第二代皇帝少帝が誕生した。ところが、

この二代目の天子は不肖の子であった。すでに謝晦は義符が皇太子の時、その将来について懸念しているが⑩、天子となるに及び、彼の悪癖は益々激しくなった。このような少帝に政治担当能力があらうはずがなく、国政の権柄は、輔政の四人、つまり国政の中枢機関尚書省をそれぞれ録尚書事、尚書令として強力に統括する徐羨之、傅亮と、軍政を掌握する領軍將軍謝晦と、荊州と並ぶ重鎮南兖州を支配する監南兖州之江北淮諸軍事南兖州刺史檀道濟とに移ってしまった。こうした情況下で、徐羨之、傅亮は背徳の天子少帝の廃立を謀った

のである。ところで次に立つべきは、武帝の第二子廋陵王義真であるが、義真の周囲には、太子右衛率謝靈雲や、員外散騎常侍顏延之等があり、義真は「得志之曰、以靈雲廷之為宰相⑪」とうそぶいていた。それだけに義真を天子とすれば彼等の存在自体が否定されかねない。そこで彼等はまず、義真を廃して庶人とし、次でこれを殺害した。少帝廃立がそれに続くが、ここで浮び上ってくるのは当時荊州に鎮していた武帝の第三子義隆である。彼等はこの義隆を擁立して天子とした。これがすなわち宋の太祖文帝である。ところで、彼等はいかに先に自らの地位を維持すべく周到な準備をしていた。資治通鑑卷二百二十太祖文皇帝紀元嘉元年の条に、それを要領よく述べて、

（徐）羨之以 州地重、恐宣都王（文帝）至或別用人。乃亟以録命、除領軍將軍謝晦、行都督荆湘等七州諸軍事 荆州刺史、欲令居外為援、精兵旧將、悉以配之。

と記しているが、文帝が去った後の荊州に、彼等の盟友謝晦を移し、外鎮から京師を牽制しようとした。かくて中央政府は、録尚書事徐羨之、尚書令傅亮が支配し、宋朝の二大重鎮江陵、京口には、それぞれ謝晦、檀道濟が拠って相連繫するといった情況が確立された。ここで宋書卷六十三王華伝を見ると、

太祖入奉大統、以少帝見害、疑不敢下。華建議曰、羨之

等受寄崇重、未容便敢背德。虜主若存、慮其将来受禍、
致此殺害。蓋由每生情多、寧敢一朝頓懷逆志。且三人勢
均、莫相推伏。不過欲握權自固、以少主仰待耳。今日就
徵、万無所慮。

とあって、少帝が殺害されたのを聞いた文帝は即位すること
を悛巡したが、王華の励ましによってやっと即位を承知した
のがわかる。孤立無援とも称すべき状態のなかで天子となっ
た文帝の課題は、全く地に落ちてしまった帝権の回復であつ
た。この帝権回復の過程に、南齊書百官志の記載に見える様
態があらわれるのである。まず文帝は、荊州在鎮時代の属佐
であつた王曇首、王華を侍中に任じ、少帝、廬陵王義真の虜
殺に直接関係しなかつた王弘、檀道濟を徐羨之等から分断し、
元嘉三年（A.D. 四二九年）徐羨之、傅亮を誅殺し、謝晦を荊州
に攻めほろぼして、即位以来の課題を成功裡に達成し、世に
元嘉の治と称揚される治世を開花しせめたのである⑬。さて、
文帝が即位するや否や侍中に登用した王華、王曇首は、文帝
が荊州在鎮時代最も親委した属佐であり、かつ文帝が即位を
ためらつた時、これを励まして即位せしめた人々である⑭。

出入逢羨之等、每切函憤。
とあり、同書同卷王曇首伝に、

誅徐羨之等、平謝晦、曇首及華之力也。

東晋南朝における天子の支配権力と尚書省

とあって、文帝、王華、王曇首が一団となって、文帝初期、
徐羨之、傅亮に対抗していたことを示している。又殷景仁に
ついても、同書同卷の彼の伝に、

太租即位、委遇弥厚、俄遷侍中。

とあり、文帝との親密さを述べている。かく考えてくると、
王華、王曇首、殷景仁の侍中への登用は、尚書省に拠つて政
要を掌握する徐羨之等に対抗すべく、文帝が自己の政治上の
ブレインとして用いたものであるとされるであろう。

ところで、徐羨之誅殺後その後を襲い王弘が録尚書事とな
つたが、宋書卷六十三王華伝に、

（王華）遷護軍、侍中如故。…弘輔政、而弟曇首為太租
所任、与華相埒。華嘗謂、己力用不尽。每歎息曰、宰相
頓有数人、天下何由得治。

とあり、又後に王弘と共に尚書の事を分録した彭城王義恭に
ついて、宋書卷六十八同伝に、

性好吏職、銳意文案、糾剔是非、莫不精尽。既專総朝權、
事決自己。生殺大事、以録命断之。凡所陳奏、入無不可。
方伯以下、並委義康授用。由是、朝野輻輳、勢傾天下。

とあって、徐羨之等誅殺後も文帝が依然、録尚書事の奏事（
尚書の案奏）を尊重していることが推測される。ただし、文
帝は徐羨之等の専權に鑑み、自己の周囲に信頼すべき侍中を
配して政治上のブレインとし、尚書の専權を牽制するのを怠

たることはなかった。宋書卷六十三王曇首伝に、

曇首為上所親委、任兼兩宮。彭城王義康、与（王）弘並録、意常快快。…以曇首居中、分其權、愈不悅。

とあるのはそれを物語っている。

以上のように考えて大過ないとするなら、皇帝権力の回復がなかったのは、一応元嘉の治と称される文帝の時代であったとされよう。むろんこうした状況を馴致せしめたところには、武帝が達成した（もとにくらべての）国力の増強、劉氏が武人出身であり、かつ武帝によって建国したことに基づく士人層への優越の誇示、例えば、晉代士人の処罰方法のひとつとして士人のうちで清議にかかり処罰されるべきであるとされたものを郷論に附し、その結果に従って郷品を引き下げたり、それをもつことを否定したりすることがあり、天子も公然とそれを認め、清議にかかったものを郷論に附するという詔を出すことさえあった。これに対して武帝はその即位時にその支配が右のような郷論の決定を否定したことなどを忘れてはならない^⑮。

ちなみに、南齊書百官志に見える、王華、王曇首、殷景仁がそろって侍中に列していた時期はこれをある程度限定できる。このうち最初に侍中をしりぞいた王華は、元嘉四年五月に死亡している^⑯前述した文帝が、徐羨之、傅亮、謝晦の誅殺を完了したのは、元嘉三年の正月であった。とすると三人

	元嘉 1	2	3	4	5	6	7
王 華	-----						
王 曇 首	-----						
殷 景 仁	-----						

たごとく東晋宋初の侍中乃至門下省は、天子の政治上のブレインとして存在したのであり、正に天子とそこにある貴族が一丸となって、天の支配権力を規制するものと対峙したと解する方が自然なのである。ここで、資治通鑑卷一百二十宋紀二太祖文皇帝之上、元嘉三年六月の条を見ると

是時宰相無常官。唯人主所与議論政事、委以機密者、皆宰相也。…亦有任侍中而不為宰相者。然尚書令僕、中書監令、侍中、侍郎、給事中、皆當時要官也。（王）華与劉湛、王曇首、殷景仁俱為侍中、風力局幹、冠冕一時。

上當四人於合殿飲、甚悅。既罷出。上目送良久、歎曰、

が並に侍中であつた時期である三年五月の内、実に二年間が徐羨之等が誅殺されるまでの時期と一致する。従つて彼等三人が並に侍中に列していた時期の大半は、文帝が徐羨之等に対してすぎまじい権力闘争を展開していた時期と一致する。このように考えてくると、この章で問題とした南齊書百官志侍中の条の記載を以て、貴族の意向を代表し、天子の執政に對して貴族の同意を与える機関として、侍中乃至門下省を考える根拠とするのはかなり無理がある。更に言えば、先述した

此四賢一時之秀、同管喉唇、恐後世難繼也。

とある。これは天子と親しく政事を議論するものが宰相である。それは必ずしも侍中のみではないが、当時にあつては、そのほとんどが侍中であつたといつたことを述べたものであるが、この司馬光の理解は今まで述べてきた見解をささえることになるう。

三 天子の側近寒人と尚書の案奏

文帝のあとをついだのは孝武帝であるが、この孝武帝以降政治上の天子のブレインとなつたのは、他ならぬその側近寒人である。かくて天子の政治上のブレインは、貴族から庶人へと變化する。本節は天子の側近寒人と尚書の案奏との關係を考察する。蕭之頭は南齊書倅臣伝の序において、

(宋) 孝武以来：又用魯郡巢尚之。江夏王義恭以為非選。帝遣尚書二十余牒、宣勅論弁。義恭乃歎曰、人主誠知人と述べている。巢尚之は孝武帝の側近寒人で、宋書卷九十四戴法興伝に、

孝武親覽朝政、不任大臣。而腹心耳目、不能無所委寄。

戴法興、載明宝、巢尚之均兼中書通事舍人。凡選授遷轉誅賞大処分、上皆与法興、尚之參懷。内外雜事、多委明宝。

と見えている。ところで、前掲した蕭之頭の述べるところに

東晋南朝における天子の支配権力と尚書官

よると、孝武帝は尚書の二十余牒を巢尚之に宣勅論弁せしめたとあるが、南齊書卷四十九王績伝に

吏部尚書張岱選(王)續為長史、呈選牒。

とあるのをあわせ考えると、尚書の二十余牒とは、尚書の各曹から上呈される、本稿の前半部で考えた尚書の案奏のこととしてよからう。従つて、南齊書倅臣伝の記事には、巢尚之に尚書の案奏を処理させたこと、すなわち尚書の案奏を典せしめたことが述べられているとすべきである。前掲の戴法興伝に、

法興、尚之、執權日久、威行内外。：廢帝未親万機。凡詔勅施為、悉決法興之手、尚書中事無大小、專斷之。

とあり、宋書卷七十七蔡興宗伝に、

大明末、前廢帝即位。：時(江夏王)義恭録尚書事、受遺詔輔。而引身避事、政歸近習。越騎校尉戴法興、中書舍人巢尚之專朝權、威行近遠。(吏部尚書)興宗職管九流、銓衡所寄。：興宗每陳選事、法興、尚之等輒点定回換、僅有在者。

とあり、更に宋書卷九十四阮佃夫伝に、

(後廢帝中)時田夫、王道隆、楊運長並執權柄、亞於人主。巢(尚之)・戴(明宝)大明之世、方之蔑如也。嘗值正旦、応合朔。尚書奏遷元会。佃夫曰、元正慶会、国之大礼。何不遷合朔日邪。其不稽古如此。

とあつて、孝武帝以降も、側近寒人が尚書の案奏を差し戻したり、それに疑を挟んでいるのが分かる。こうした状態は齊代でもほぼ同様である。資治通鑑卷二百三十九齊紀五高宗明皇帝紀上に、

(鬱林王)寵幸中書舍人母珍之、朱隆之、直閣將軍曹道剛、周奉叔、宦者徐龍駒。帝以龍駒後舍人(後閣禁中後閣也。南史曰、龍駒日夜在六房內)常居含章殿、黃著綸帽、被貂裘、南面向案、代帝画勅。左右侍直、与帝不異。

とある。()は胡三省の注である。後閣舍人徐龍駒が鬱林王に代つて処理した案とは、必ずや尚書の案奏であろう。かく考えてくると、側近寒人の存在は、現象形態的には、前節で考述した侍中と同一であると考えるべきであろう。

さて、東晋以降侍中、側近寒人を自己の周圍に配して尚書の案奏を牽制するといった天子のやりかたは、始めは、基本的には尚書の案奏作製権を一応認めたくて、その案奏を典させることによって尚書の独断専行を抑えるといった方向にあったと考えられるが、のち、一部の尚書の案奏の作製に直接介入しようとする動きをもなうようになってくる。すなわち、南齐書倅臣伝の序に

建武世(明帝中)。天下文簿板籍、入副其省(舍人省)。(17)。万機蔽秘、有如尚書。

とある。南齐時代天子の側近寒人の政權壟断が特に著るしくなるのは、明帝以降のことである。

さて、右に見える「天下文簿板籍」とは所謂戸籍のことであるが、南史卷五十九王僧孺伝に、

先是、尚書令沈約以為、晋咸和初、蘇峻作乱、文籍無遺。後起咸和二年以至于宋、所書並在。下省左戸曹前廂。

とあり、左民尚書の属曹たる左戸曹の保管にかかるものであったが(18)、建武中にそれを側近(舍人省)に移行したことが分かる。すなわち、齊の明帝は国家の徭役租税徴収の基本資料というべきものを、左民尚書から取り上げ、天子の私的機関である舍人省に移管したのである。これによって、尚書の徭役租税に関する審議、立案をまつことなく、天子自ら側近寒人を率て、その審議、立案を實行し得る体制が整ったことが推測される。こうした側近寒人は多く中書舍人として前述した舍人省、つまり中書舍人省にいたわけである。また同じく南齐時代、こうした天子の側近寒人は外監、制局監に就き、中央の統轄すべき兵器の支給や、派兵に関する権限をも握るようになってきている(19)。

さて隋書卷二百六官志上に

陳承梁、皆循其官制。国政事並由中書。省有中書舍人、領主事十人、書吏二百人。書吏不足、并取助書。分

掌二十一局、各当尚書諸曹、並為上司。総国内機要、而尚書唯聽受而已。

とある。これは中書舍人が主宰する中書舍人省が尚書省の上級官衙として正式に位置づけられたことを示すものである。

ただし、この記事のみでは、これを梁代にも適用できるともうけとれるが、資治通鑑卷一百六十七陳紀一高祖武帝に、

永初元年：十月：乙亥。：是時政事皆由中書省。省置二

十一局、各当尚書諸曹、総国内機要、尚書唯聽受而已。

とあること、後述することく、梁代尚書省の再編策が鋭意こころみられたこと、唐六典卷一左司郎中の条に、

梁加冊定（考隋志、梁置騎兵、冊定当作騎兵。）虞曹屯田、合二十三曹。陳省梁二省。

とあって、梁代の尚書省の曹数は二十三曹であり、陳代に二曹が省かれ二十一曹となっていることなどから、前掲の隋書百官志の記載は、陳代初年のことを述べたものであることが分かる。ここで陳書卷五宣帝紀を見ると、

（太建）十一年：五月乙己、詔曰、：自今、必尚書諸曹、府、寺、内省監、司文案、悉付局參議分判。其軍国興造、徵發、選序、三獄等事、前須詳斷、然後啓聞。

とある。ここに見える局とは、必ずや尚書の諸曹を分掌する所の中書省の二十一局のことであろう。かくて、陳代初年に中書舍人省が尚書省の上司として、尚書の案奏を典する権限

東晋南朝における天子の支配権力と尚書省

が制度的に確立され、ついで太建十一年（A.D五七九年）齊の明帝以降に見られた、一部の尚書の案奏作製権の天子の側への集収が、すべての尚書の案奏作製権に及んだと考えられる。陳書卷二十七江総伝に、

太建之世、権移群少。云々。

とあり、太建の末年、施文慶、沈客卿、暨惠陽、陽惠郎、徐哲の所謂五休人が朝政を左右した。太建の次、至徳の初年には中書舍人沈客卿は中書の二十一局のひとつ金帛局を掌り、太市令の陽惠郎、尚書金倉都令史の暨慧景を使い、百姓を誅求して歳入を増し、以て後主の奢侈に供して、その歛心をか^②つた。

四 梁の天監の改革と尚書省

今まで梁代について述べるものがなかったので、本節では梁代の天子と尚書省と貴族との関係について考える。

梁の武帝は天監七年（A.D五百八年）に所謂天監の改革（以下「改革」と言う）を断行し、貴族層の再編成とも称すべきことを行なっている。こうした貴族層の再編成と相応じたたちで、前述したごとく貴族的官制の中樞機構となっていた尚書省の重視策もまた行われている。

魏晋南朝時代の官僚には、州大中正の制出現以後、「改革」以前で言えば、郷品一・二品を得て、第五・六品に起家すべ

き官僚集団（以下これを甲族層と言う）及び郷品三・四・五品を得て、第七・八・九品に起家すべき官僚集団（以下これを次門層と言う）並に郷品六・七・八・九品を得て、流外に起家すべき官僚集団（以下これを後門層と言う）の別があった。さきに族門制といったのはこうした族門と庶民の三五門とからなる世襲的族門制のことである。武帝は「改革」において、制度的に甲族層を政治的支配者層として確認すると同時に、甲族層が族門制をふまえ家格の固定化に安住して政治的に無能化していたという事実を鑑みて、彼等に比した場合、政治担当能力をもっていた次門層の上部を甲族層に繰り入れることによって、甲族層の体質改善、若返りを図り、以て国政の振興をめざしている。また、武帝は「改革」において下部の次門層をまがりなりにも政治的支配者層の末端につらなるものとしているが、後門層を政治的被支配者に切り下げてゐる²⁴⁾。

ところで武帝はこのような甲族層≠貴族層の体質改善、若返りと相応じたかたちで尚書省の機能回復を図っているのである。今それを尚書五都令史の検討を通じて考察していく。

梁書卷四十劉頤伝に、

（天監九年）始革尚書五都選。

とあり、又南史卷六武帝紀、天監九年四月の条に、

丁巳。選尚書五都令史、革用士流。

とある。尚書五都令史（尚書五都とは尚書五都令史のこととすべきである）は旧来後門層の就くべき官であった。前述したごとく、後門層は「改革」において制度上政治的被支配者層に指定された。その際一般論的にいうと、旧来後門層の就くべきであった官が役目（徭役の名称）とされたということになる。一方「士流」は武帝が甲族層の体質改善、若返りをめざして甲族層に繰り入れた次門層の上部のことである。すると南史の記事は本来「改革」で役目とされるべきである尚書五都令史をかえって「士流」の就くべき官としたことを示していることになる。以上の点をあわせ考えると、尚書五都令史に「士流」を用いるとする前掲の二記事は武帝の尚書省の機能回復策のあらわれと解すべきである。ここで隋書卷二十六百官志上を見ると、

（前略）又有五都令史、与左右丞共知所司、旧用人常輕。
（天監）九年、詔曰、尚書五都職參政要。非但總領衆局、

亦乃方軌二丞。頃雖求才、未臻妙簡。可革用士流、每尽時彥。庶同持領、乘此群目。於是以前令史、視奉朝請。

とある。尚書五都令史と同等視された奉朝請は「士流」の就くべき官である。これは武帝が単に尚書五都令史に「士流」を就けるようにしたのを意味するだけでなく、武帝が尚書省のひとつのかなめである都令史を重視したのを物語っている。とすべきである。ちなみに、魏晉南朝時代尚書省は一貫して

その機構を拡大発展させている。晉初に尚書郎が二十五人であるのに対し、尚書令史の数は正令史百二十人、書令史百三十人であった。二百五十人の令史に対し、尚書郎が二十五人であるのは、一応令史が十人ずつ尚書郎に分属したのを察せしめる。いままで問題としてきた尚書五都令史は尚書郎の補佐をその任務としているものである。ところで梁書卷四十一劉覽伝に、

(劉覽) 性聡敏。尚書令史七百人、一見並記名姓。

とあり、梁代には尚書令史は七百人に達している②。この七百人という数は尚書正令史、書令史のそれぞれの数を合せたものであろう。このように拡大発展した尚書省の機構の円滑な運営のためには、尚書省の中堅幹部尚書郎の役割がますます重要性をおびるようになり、それに応じて尚書郎の補佐をその任務とする尚書五都令史の役割もまたいよいよ重大となったということになろう。

ただし、こうした「改革」による尚書省の機能回復策は「改革」による貴族層の体質改善、若返りが十分な成功を収めえなかったのと同様、十分な成功を収めたとは言い難い。ここで梁書卷三十七何敬容伝を見ると、

(大同)五年。入為尚書令、侍中、將軍、參掌、佐史如故。敬容久処台閣、詳悉旧事。且聡明識知、勤於簿領、

詰朝理事、日旰不休。自晉宋以來、宰相皆文義自逸。敬

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

容独勤庶務、為世所嗤。

とあり、「改革」以降も、政務に精勤する尚書令が嘲笑される状態であったのを示している。それだけに前述したようなしたような手順を踏んで作製されるべき尚書の案奏も果してそれが実現されたかどうか疑わしい。梁書卷二武帝紀に、

大同六年八月：辛未。詔曰、經国有体、必詢諸朝。所以尚書置令、僕、丞、郎、且且上朝、以議時事、前共籌懷、然後奏聞。頃者不爾、每有疑事、倚立求決。：自今尚書中有疑事、前於朝堂參議、然後啓聞。不得習常。其軍機要切、前須諮審、自依旧典。

とあって、武帝は尚書省に十分な論議を尽すべく要求している。

ところで、宋の孝武帝以来威を振った天子の側近寒人の多くが拠った中書舍人は、「改革」による貴族層の再編成とそれにもなう側近寒人の政治壟断の否定によって、甲族層、「土流」の就くべき官とされている③。ただし、陳代になると、再び庶人が多くこの官に就官したことは前に見た通りである。

むすび

筆者は本稿において魏晉南朝時代ほぼ一貫して尚書省が国政の中枢を掌握すべきであるという理解が存在していたこと

に注目して、そうした理解が存するゆえんを追求した。その結果、こうした尚書省についての理解が存在したのは、尚書省が尚書の案奏作製権とも称すべき権限を制度的に保持したがゆえであると考えた。

ところで魏晉南朝時代、より正確に言えば陳の永初元年（A.D.五五七年）までは、制度的に最大の政治権力（天子を除く）は尚書省の諸官、とくに八座尚書に就官することによって発揮されるべきものであった。従って、貴族層の政治権力は、彼等が八座尚書に独占的に就官することによって最も大きく発揮されるべきものであったはずである。

ところで現在、貴族の政治権力を代表するものは、門下省とくにその長官侍中であるという理解がある。しかし本稿で考えたごとく、侍中の政権中枢への参加のし方は、貴族層を代表して天子の独断専行を規制し、貴族層の意志を国政に反映せしめるというのではなく、南朝時代、とくに宋の孝武帝以来顕著となる天子の側近寒人の天子による重挙と現象形態的には同一のものであって、貴族の側に立って、天子の独断専行を規制するといった底のものでは決してなく、むしろ天子の側に位置して天子と一体となって、尚書省の保持する権能、つまり貴族の政治権力の効果的な発現を抑圧するといった底のものであった。すなわち、東晉宋初中期に見られる天子による侍中の重挙は、貴族を以て貴族を制したものであ

り、宋孝武帝以降の天子の側近寒人の重挙は、庶民を以て貴族の政治権力の発現を圧したものであると言い得るのである。

東晉以降尚書の案奏権を肯定したうえで天子と貴族との対峙は、本稿で考察したごとく、一応宋の文帝の元嘉の治と称される治世で終止符が打たれ、以後は序々に天子の側から尚書の案奏権の吸い上げが行われる。その間、一時梁の武帝による貴族政治の建て直し政策にもない、尚書省の機能回復がこころみられたが、それも大した効果はなかった（ただし、そこに尚書の案奏権をもとに戻すといったことは現われていない。）ついに陳代に至り、天子の側からする尚書の案奏作製権の回収が「完了」し、名実共に貴族の最も効果的な政治的活躍のための手段は封殺されてしまう。かくて貴族政治は終りを告げる。

註

- ① 矢野主税氏「魏晉南朝における吏部権限の変遷の一考察——領選と參選を手掛りとして——」（門閥社会史所収）
- ② こうした天子が尚書省に下問した例としては、他に南齊書卷五十三季桂之伝、同卷十四州郡上、梁書卷三武帝紀、同卷五十劉勰伝等々に見える。
- ③ 越智重明氏「州大中正の制に関する諸問題」（史淵97）
- ④ 唐六典卷一尚書省の条に、

凡上之所以逮下、其制有六。曰、制。冊令教符。…尚書省下於州、州下於郡、郡下於縣、皆曰符。…諸司自質問、其義有三。曰、閔刺移。…刺謂刺舉之。

とあり、唐代符と刺には嚴密な區別が有ったが、魏晉南朝にあっては、上級官衙から下級官衙への下文は一括して符或は刺と称されていたようである。晉書卷十九礼志上、同卷二十一礼志下、通典卷四十八礼八、同書卷五十八礼五十六に符問の例が、宋書卷十五礼志三に刺(問)の例がそれぞれ見えている。

⑤ この奏儀注については、大庭脩氏が「魏晉南北朝告身雜考」(史林47の1)なる論考で校定されているのでそれに従った。

なお、本節及び次節を作製するに当って、陳啓雲氏「兩晉三省制度之淵原、特色及其演變」(新亞學報3の3)から益を受けた。

⑥ 代表的なものとして内藤乾吉氏「唐の三省」(中国法制史考証所収)がある。浜口重国氏「魏晉南北朝隋唐史概説」(秦漢隋唐史の研究下所収)、池田温氏「中国律令と官人機構」(前近代の法と社会・仁井田陞博士追悼論文集I所収)等々も東晉南朝の門下省(侍中)を皇帝權力を規制する方向に理解している。ただし、越智重明氏は「南朝における皇帝の中央貴族支配について」(社会経済史学21の5

東晉南朝における天子の支配権力と尚書省

・6)なる論考で「…皇帝の諮詢を受け共に議政するといふ侍中の権能の内容から、その官にある貴族官僚の發揮すべき政治力を抑圧排去しようとする皇帝の意図は、他の二省に比しより容易かつ徹底して成功を見たと考えられよう。」と述べられ、筆者が本稿で解釈を意図したことについて先駆的見解を示されている。

⑦ 前掲「兩晉三省之淵原、特色及其演變」薩孟武氏「中国社会政治史第二冊」及び万斯同「東晉將相大臣表」(二十五史補編所収)。

⑧ 「二十二史劄記」卷八東晉多幼主の条。

⑨ 晉書卷六十九劉隗伝。

⑩ 晉書卷六十九刁協伝。

⑪ 宋書卷六十四謝晦伝。

⑫ 宋書卷六十一廬陵王義真伝。

⑬ 宋書、資治通鑑の関連部分による。なお、安田二郎氏「元嘉時代史への一つの試み」劉義康と劉劭の事件を手がかりに1」(名古屋大学東洋史研究報告2)から益を受けた。

⑭ 宋書卷六十三王曇首伝及び王華伝。

なお、王華、王曇首はともに瑯邪の王氏の一族であり、殷景仁は東晉時代司徒であった王謐の女を妻としていた。

いづれも一流貴族と言いうる。

⑮ 越智氏「清議と郷論」(東洋学報48の1)。

- ⑬ 万斯同「宋将相大臣表」(二十五史補編所収)。
⑭ 舍人省については宮崎市定氏「九品官人法の研究」。
⑮ 増村宏氏「黄白籍の研究」(東洋史研究2の4)。
⑯ 越智氏「領軍將軍と護軍將軍」(東洋学報44の1)。
⑰ 南史卷七十七沈客卿伝及び司馬申伝、陳書卷二十九施文慶伝及び沈客卿伝。宮川尚志氏「魏晉及び南朝の寒門寒人」(六朝史研究—政治社会篇—所収)。
⑱ 魏晉南朝時代の士人の動向及び梁の天監の改革の歴史的意義については、主として越智重明氏がそれに関して示されている見解に従う。
⑲ 「魏晉南朝の政治と社会」「晉南朝の士大夫」(九州大文学部四十周年紀念論文集所収)。「宋齊時代における皇帝と士大夫」(東方古代研究10)。「梁の天監の改革と次門層」(史学研究97)。「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」(史淵97)。「魏晉南朝の最下級官僚層について」(史学雑誌74の7)。「南朝の清官と濁官」(史淵98)。「州大中正の制に関する諸問題」「清議と郷論」等。
⑳ 前掲「九品官人法の研究」。
㉑ 前掲「魏晉南朝の最下級官僚層について」。

(補註) 東昏侯の治世については、南史卷五東昏紀に、

(東昏侯) 性訥涉少言、不与朝士接。…自江祐、始安王遙光誅後、…日夜於後堂戲馬、…常以五更就臥、至晡乃起。王侯以下節朝朝見、晡後乃前、或際暗遣出。台閣奏、月數十日乃報、或不知所在。闔豎以紙包裹魚肉還家、並是五省黄案。

とある。右によると、文脈の上から「台閣案奏」と「五省黄案」は同一のものですることができよう。ここで南齊書卷五十二崔慰祖伝を見ると、

国子祭酒沈約、吏部郎謝朓嘗於吏部省中賓友俱集云々。

とあり、尚書省の曹が省とも称されていたことがわかる。すると「五省黄案」は「五曹黄案」、つまり尚書省から天子に上呈される文書を指すことになり、ひいては「台閣案奏」も尚書省から天子に上呈される文書を指すことになろう。また右の南史の記載と本文中に掲げた南齊書の東昏侯についての記載は同一の材料に基づいたことが推測されるから、南齊書中に見える「台閣案奏」も尚書省から天子に上呈される文書を指すと考えてよからう。